魚津市広報

発行所
魚津市田方町80番地
魚津市役所
編集発行人　清河七良
（毎月1日.15日発行）

魚津市下村木町
中越印刷工場

# 化学工場誘致に座談会

## ―日本カーバイド奥村社長を囲んで―

九月一日号の市広報で、日本カーバイド工業株式会社から申出の「工場用地」について、市民各位の御協力と御支援をお願いしたが去る九月二十二日、日本カーバイド奥村社長来魚の際、市議会議員等関係者をまじえた懇談会に奥村社長も市民の理解と協力を要請、市長からも是非要請に応え、誘致を図り、大工場建設を実現したいと概要各々次の様に語った。

金光市長……

御承知の通り日本カーバイド工場より依頼の工場敷地三十万坪については、今度奥村社長もお見えになり、工場建設等構想についてお話しをお願いするのですが、魚津市としましては、どうしても之が実現を図らねばならないと考えますので、この工場誘致について関係者並びに市民各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

奥村社長……

今日まで市長はじめ関係者の御厚意で、市の方にお願いした会社の敷地のことについて種々と御尽力を賜っている事は、感謝に堪えないところです。

現在会社の工場敷地は約十万坪ですが、種々な事情からこれ以上同敷地内での拡張は出来難く、又遠く離れての工場建設は種々と不便であり、魚津市内が最もいゝ候補地なので、地元の方々や市民各位の御理解によって、実現出来れば幸いだと思います。

敷地については鉄道、道路網等を勘案しましたが、田畑等もつぶされねばならぬことと、地主の方々にはしのび難い点も多々あると思っていますが、之が実現すれば、日本でも一、二を争う工場であり、是非御理解をして頂きたい。

今度の工場については、軍需工場でないかという話もありますが、そんなことはありません。アセチレン等を原料とする化学工業を拡張する意味の工場で、詳細については、各位の御協力で敷地が実現した時、その都度具体的にしたいと存じます。

会社では会社幹部の賛成を得たので、この工場を完成させて頂くことは私等の魚津市に対する恩返しと思う次第で、関係者並びに市民各位には宜敷く御協力をお願いする次第です。

# 基本選挙人名簿の回覧

## まちがい、脱ろうがあれば申し出て下さい

九月十五日現在で調製する基本選挙人名簿の登載申告書を、先日来広報員の方々を煩わして、取纏め提出して頂いておりますが、これによって一応出来上った名簿を念のため町内区（部落）毎に回覧に致します。御手許に回付されたら、有権者は篤と御覧になって登載の有無を確めて下さい。若し脱漏や誤載があれば直ちに選挙管理委員会に申出て下さい。

（名簿を御覧になって違漏がなければ、各人の氏名の下に認印願います。）

選挙資格者申告書を未提出の方は至急申告願います。申告の要件等については九月一日付の市広報を熟読下さい。

広報員の方々には、御手数でも区内取纏めるよう御協力をお願い致します。

# 参議院文教委員等埋没林の保存に感心

去る九月十七、十八の両日僻地教育、定時制高等学校教育及び文化財等教育文化に関する全般的事項調査のため来市した参議院文教委員雨森常夫、加賀山之雄文教委員会調査主事生田喜利、法制局参事齊藤武等一行は十八日魚津埋没林館、水族館を視察したが、埋没林については深い関心をよせて、口を揃えて「施設といい埋没林といい、立派で感心した。学術資料にも貴重であり是非保護して残してゆかねばならぬ」感嘆、博物館の指定を受けたとの教育長の説明に、益々内容を充実し立派な博物館にして下さいと激励館内外を詳細に視察した。

# 魚津市議会九月定例会

去る九月二十八日から、市議会定例会が市役所で開かれ、次の議案が原案通り可決されました

一、昭和三十年度魚津市歳入歳出追加更正予算（第六回）主なる追加は

土地区画整理事業費　三、〇〇〇、〇〇〇円
公営住宅建設費　一二、一三六、〇〇〇円
農業振興費　五〇〇、〇〇〇円
商工振興費（富山博魚津会場助成金）　四〇〇〇、〇〇〇円
工場等誘致費　一、〇四五、〇〇〇円
元利償還金　一、八二九、六五三円
償還金（負担付寄附に対する償還金）　一、三八七、四三一円

一、市債借入及び償還方法
金七、〇〇〇、〇〇〇円（土地区画整理事業費）
金四〇、〇〇〇、〇〇〇円（上水道事業費）

一、市債のうち公募債の借入及び償還方法
金九、〇〇〇、〇〇〇円（上水道事業費）

一、負担付寄附金受納の件
㋑金三二九、〇〇〇円（経田漁港災害復旧工事）
㋺金四〇〇、〇〇〇円（日本カーバイト工業株式会社魚津工場村木記念社宅上水道配水営布設工事費）

一、予算外義務負担をなすの件（右負担付寄附にともなう予算外義務負担）

一、予算外義務負担をなす助成金変更の件

一、昭和三十年度魚津市国民健康保険直営診療施設勘定歳入歳出追加予算（第一回）

一、市有建物払下処分の件（下中島出張所の所管にかかる倉庫）

一、旧下中島小学校校舎の一部払下処分の件

一、市有建物及び土地の貸付に関する件（道下農業協同組合に道下出張所の建物及び敷地を貸付するもの）

一、資金前渡をなす経費の件

一、魚津市税条例の一部を改正する条例設定の件

一、市道路線認定の件（日尾中通り線）

一、寄附受納の件
電話機　壱個（市立道下保育園に対し同園の代表提谷節子より寄附）

一、寄附物件受納の件
ポンプ自動車一台（魚津市消防団第四分団長高慶久信外一名より寄附採納願出）

一、桜井厚生病院市町村組合規約改正の件

一、昭和三十年度魚津市歳入歳出追加予算（第五回）専決報告

一、魚津市国民健康保険運営協議会委員選任につき同意を求むるの件

運営協議会委員に次の者が選任されることに同意されました。

林　秀雄
高見　源二
河口助之丞

一、魚津市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件

次の者が選挙管理委員に

宮井周三
堀川伊吉
雛形尚美

各々当選されました。

# 空氣銃は許可を

## 「飛出し」「ナイフ」「あいくち」所持禁止

空気銃や飛出しナイフ等による事故が、最近非常に増加して来たので、去る六月の銃砲刀剣類等所持取締令の一部改正する法律が公布され、十月一日から施行されることになりました。この改正は従来取締り対象外にあった空気銃や飛出しナイフを取締るもので、改正の要点及び注意を要する点は次の通りです

一、**空気銃は**、コルクやゴムだけを発射する以外、鉛等の金属製の弾丸を発射するものは、県公安委員会の許可を受けなければ所持することはできない。（押入や物置き等にしまってあっても違反になる）現在、空気銃を所持している方は十月一日から十一月二十九日までに次の要領によって許可の手続をとって下さい。

◎本籍、住所、氏名、生年月日の証明になるもの（学生証明書、身分証明書、住民票の抄本等）と印鑑、空気銃に許可交付手数料を添えて警察へ届出ます。

◎所持許可は満十四才以上のものです。

◎申請書は警察署にあります。

二、**飛び出しナイフ**は刃渡り五、五糎以上のもので、バネの弾力を利用して自動的に四十五度以上に刃が開くナイフを云います。

**あいくち**は刀の形をしているもので、ごく短い小刀や単なる玩具の刀は含みます。

「ドス」「懐剣」と云われるもので、これらを持ち歩くことは勿論、店に陳列しておくことも倉庫等にしまっておくことも禁止されました。

もしこれらをお持ちの方がありましたら廃棄するか警察署に届出るか、或いは「飛び出しナイフ」はバネを取除いて飛び出さないように、「あいくち」は他の工具か刃物等に改造するかして下さい。

特に金物類販売店は注意願います。

然し十五糎未満の「あいくち」で、美術的に価値のあるものは、文化財保護委員会の登録を受けて所持することが出来ますから、早く県教育委員会に登録の手続をして下さい。

詳しいことについては警察署に問合せ下さい。

（魚津警察署）

# 林業経営指導展示林の模範林設置について

林業の改良については、森林資源の保続培養と森林の生産力を増し、より高い収益をあげるということかのではないと云った考え方ら是非実行せねばならないことです。もともと林業は昔ながらの慣習的経営が極めて強く、又農業も同様でありますが、機械力による産業と異り、植物を生育させることを目的とした産業であり、この土地からの産物の量には自然の生産力を基礎とした限度があります。又経営期間が長く、従って資金の回転が非常に遅いということからして、一般には真に林業の本質が理解されず、技術の改良を行って、経営の合理化を図らうとする森林所有者が、極めて少いのが実情のようであります。それから、経営的考慮の払われにくい今一つの問題点としては山を持っているということは自己の財産備蓄を意味していて、やたらに手をつけるものではないと云った考え方の人が多く、山を売ることは私経済に特殊な費用があった場合であり、収入は殆んど他の方面、主として消費面に支出されるか、他の産業投資面へ回転されて、林業そのものに還元されることが極めて少いと思うのであります。

そこで市では従来の慣習的林業経営を改良して、より収益性の高い合理的な林業経営を推進すると共に、その効果を一般山林所有者に認識して戴くため、次のような林業経営指導展示林を設置致しましたから、山林所有者の皆さんにおかれては精々御利用の程お奨め致します。

| 展示林の種類 | 面積 | 樹種 | 設置期間 | 設置場所 |
|---|---|---|---|---|
| 薪炭林施業改善 | 二反ざつ | 自昭和三〇年度至〃三五年度 | 五ヶ年 | 平沢字沌滝 |
| 特用樹 | 二反くり | 自昭和三〇年度至〃三元年度 | 二〇ヶ年 | 黒谷字奥林 |
| 間伐枝打 | 二反すぎ | 自昭和三〇年度至〃三五年度 | 五ヶ年 | 平沢字沌滝 |

# 健康の秋！運動会はじまる

いよいよ運動会のシーズンとなり、去る二十五日の東部中学校を皮切りに、市内小中学校秋季運動会が始つた。日程は次の通りです

十月二日　道下、村木、加積小学校
三日　天神小学校
五日　住吉、上野方小学校
六日　本江小学校
七日　西布施、経田
八日　松倉小学校
九日　片貝小学校
西部中、上中
十日　島小学校
白倉小学校

# ☆☆☆科學展覽会に入賞☆☆☆

第十回富山県児童生徒科学展覧会は九月二十日、富山市商工奨励会館で開催されたが、当市の入賞者は次の通りです。

理科学協会賞
「石けんをつくつて」
大町小学校六年
吉倉　敏隆
岩崎　幸一
兼広　克明

優良賞「薬になる植物」
佳良賞「模型連絡船」
大町小学校五年　安田信治

佳良賞「船の形と水の抵抗」
経田小学校六年　後藤寿一

佳良賞「電燈に集る虫」
上野方小学校二年
海野智惠子

佳良賞「へちまの観察」
本江小学校五年　小坂敏子

佳良賞「氷の研究」
上中島小学校　科学クラブ

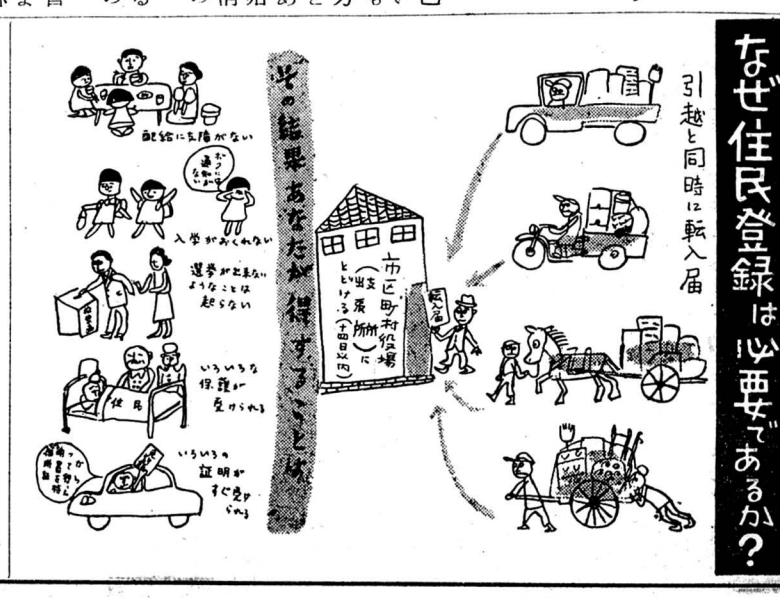


# 市民税

## 第三期分

## 納期10月31日

陸上、海上、航空　自衛官募集

●受付期間　九月十二日から十月十一日まで

待遇　●採用後二等陸海空士に任命される　●衣食住官給、初任給月額六千円

# 市税條例一部改正について

さきの第二十二特別国会において地方税法の一部が改正され、去る八月一日から実施されました。市ではこの改正に伴って市税条例の一部を改正しましたが、その主な改正点は次のようなことです。

**総則事項**

一、市税の納付（入）の委託制度を設けたこと。
これは納税者又は特別徴収義務者は未納の市税その他の徴収金等の納付又は納入のため、市長の定める有価証券で現金化が確実なものを提供して、徴税吏員に納付又は納入を委託することができるようになりました。

一、還付又は充当加算金。
徴収金（市税、延滞金、延滞加算金等）の過誤納の理由が納税者又は特別徴収義務者の責任に因る場合でも、過納又は誤納の金額が百円以上であるときは、百円について一日三銭（現行四銭）の割合で計算した金額を八月一日から加算して還付又は充当することになりました。

一、延滞金、延滞金の割合。
延滞金、延滞加算金の計算は日歩三銭（現行四銭）に引下げられました。これは昭和三十年八月一日から適用されるもので、それ以前の分は従前のとおり計算されます。

**市民税に関する事項**

一、市民税の申告義務。
従来市民税の納税義務のあるものは、総て市民税の申告書を提出しなければならなかったが、今度の改正によって、所得税法の規定によって、確定申告書を提出する義務がないもの以外は提出を要しないことになりました。ただし、所得税の確定申告書を提出されたものでも総所得金額等が更正又は決定の通知があった場合には申告しなければなりません。

一、法人に対する均等割の賦課期日。
法人に対する市民税の均等割は申告納付制度に改められ、月割で徴収することになりました。

一、法人税割の税率の引上。
法人税法の改正によって、市民税の課税標準となる法人税額が低くなり、従って市民税法人税割額が減少するので、それに相当するよう税率が引上げになりました。
（現行百分の七、五を百分の八、一に）
これは昭和三十年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分から適用されます。ただし、昭和三十年七月一日から、同年九月三十日までの間に終了する事業年度分については、百分の七、九として適用することになっております。

一、給与所得に対する市民税の特別徴収。
給与所得者の市民税に給与所得以外の所得に対する所得割額を合せて特別徴収することになりました。ただし、納税義務者が六月三十日までに、給与所得以外の所得に対する所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があった場合は、その分を普通徴収とすることができます。

一、その他
所得割のうち給与所得について、総所得金額から基礎控除だけをした金額（市の大部分について採用）又は総所得金額から基礎控除及び所得税額を控除した金額を、課税標準とする課税方式を採用する場合は現在所得税法で認めてある一五％（最高六万円）控除のほかさらに五％（最高二万円）を控除することに地方税法が改正され、昭和三十一年度分から適用されることになりました。

**固定資産税に関する事項**

一、土地、家屋等の価格の据置。
固定資産税の課税標準である土地、家屋の価格は毎年評価決定することになっていたが昭和三十一年度及び昭和三十三年度並びに昭和三十三年度以降三年づつ経過する年度を基準年度として、それぞれ基準年度において評価決定した価格が、次の基準年度まで据置かれることになりました。
ただし、基準年度と基準年度との間において、土地の地目変換、家屋の新築、増改築又は損壊等があった場合は基準年度の価格に比準して価格を決定して課税することになります。

一、償却資産に対する免税点の引上
従来は所有する償却資産の価格が五万円に満たないときは免税でありましたが、昭和三十一年度分から十万円に満たないときは免税とすることになりました。

**市たばこ消費税に関する事項**

一、従来市たばこ消費税の税率が百十五分の十であったのを百分の九に引上げられ、昭和三十一年三月一日以後日本専売公社から小売人に売渡される分から適用することになりました。

# 市政日誌

**九月十一日から九月二十五日まで**

九月十二日(月)　市議会水道委員会開催
全　十三日(火)　富山地方行政監察局の行政苦情相談所開設
全　十五日(木)　綜合グランド建設委員会開催
全　十六日(金)　国民健康保険運営協議会
全　十七日(土)　参議院文教委員雨森常夫、加賀山之雄、各国会議員が魚津高校定時制教育等視察のため来市
全　十八日(日)　松村文部大臣来市
全　十九日(月)　婦人社会福祉事業指導者講習会開催
全　二十日(火)　市教育委員会定例会開催
青柳県農林部長、平井県林務課長が林道視察のため来市
全　二十二日(木)　市議会厚生委員会開催
市議会議員協議会開催
全　二十四日(土)　秋分の日

# 松村文部大臣水族館等を視察

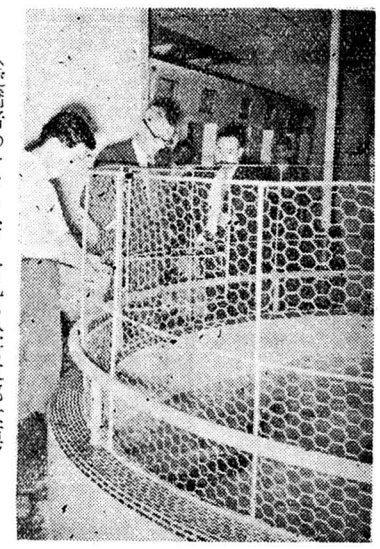
（愛嬌者のオットセイを見る松村文部大臣）

全国遊説中の松村文部大臣は、十八日正午魚津市に立寄り、市長の案内で埋没林館、水族館を約時一間半に亘り詳細に視察し、その施設に感心した後、民主党支部懇談会に出席した。

# 秋植え造林用苗木の申込を早く

森林を育てよう

今年もそろそろ植林に最も適した秋植えの季節が来ましたが、戦争により荒廃した山も、終戦後十年を経た今日、皆さんの非常な造林意欲により、だんだんと緑の姿に回復して来たことは大変喜ばしいことです。

山に一本でも多く植えることは、先ず荒れた山を回復し、水害による不安をなくし、平和な長閑な郷土を建設することにありますが、又お互いの財産造成にもなることであります。国土緑化ということから、造林者には国、県が補助金を出して奨励しておりますから、この機会に精一杯、一本でも多く植えられることをお奨め致します。

そこで植林に必要な苗木の申込みについては、市森林組合連合会より各部落広報員（総代）宛連絡してありますから、至急申込み下さるようお願いします。

なお苗木（主として杉）については、今年は非常な天候に恵まれ、その上行届いた管理によって生育しておりますので、苗木の御心配はありませんから御承知下さい。（市農林課）

# 農事相談

**問　今年の増收田審査の概況は如何ですか**

答　従来は、角川筋か布施川筋でなければ四石以上はとれないものと思われていましたが、今年は片貝川筋の4Hクラブ員の努力が実を結び、四石四斗位のものがあります。また他に四石以上のものが十数点あるようです。

米作増収には、何と云っても株数が七十株位なければ五―六石はとれないように思われます。青田の時どんなに大きくても収穫時になって穂数を数えると、三〇―四〇本のものは少く、二〇本位で粒数は平均百粒位が普通です。一株二〇本、平均百粒で一坪五十株とすれば、十万粒で普通なら四石八斗です。

これ以上の多収を図るには株数を増すより方法がないように考えられます。

次にシヒナの多い稲作をすると云うことですが、仮に一坪十万粒として百％稔実すると四石八斗、七〇％で三石四斗、五〇％二石四斗と云うように稔実が悪ければ収量にならない。

この稔実を良くするためには品種、土壌、肥料管理等合理的にしなければなりませんが、先づ根を作ることが肝要で、この根が働いて米の内容を造り、これを米粒に送りこんで充実させるのですが、早く倒伏すると、この送り込みが出来なくなる。今年の夏は暑さが強かったのと上根が多かった等で根が弱り、酸素不足による根腐れが多い。したがってシヒナが多く、稲刈りをしても稲が刈れないで根が抜けて来る株がある。また籾がついていても中みが充実していないのでは収量にならない。川原宗一さんは、「私は土を造ったのと根を作ったのとで六石六斗とりました」と語っておられるように加積の多収者も輪換畑跡で土の団粒組織ができた所へ水稲を作り、三〇度以上になると用水から冷水をそそいで根の活動を図る。この冷水灌漑だけで根腐れを予防し、三割が増収すると云われる。たばこ跡田など稲が良くなるのは、こうした土地改良になるからです。なお最近ではこうした科学化を推進する励みのため段や級を設けようとされています。それは四石は普通で、四石毎に段、六石以上は名人とします。

| | |
|---|---|
| 三級 | 二石八斗まで |
| 二級 | 三〃二〃 |
| 一級 | 三〃六〃 |
| 初級 | 四石三斗まで |
| 二段 | 四〃六〃 |
| 三段 | 四〃九〃 |
| 四段 | 五〃二〃 |
| 五段 | 五〃五〃 |
| 六段 | 五〃八〃 |
| 名人 | 六石以上 |

# 「百日せき」の予防注射を受けましょう

子供さんたち最も恐ろしい「百日せき」の流行期が、秋の訪れとともに、やって来ましたので、次のように定期の予防注射を実施致しますから、該当される子供さんは、必ず注射を受ける様お願い致します。

一、注射を受ける者
(1)初回免疫
昭和二十九年七月一日から昭和三十年六月三十日まで生れた者
昭和二十七年八月一日から昭和二十九年六月三十日まで生れた者で昨年注射を受けない者
(2)追加免疫
昭和二十八年七月一日から昭和二十九年六月三十日まで生れた者

二、回数及び量
初回免疫(1)の者は第一回

一、〇cc第二回一、五cc第三回一、五ccを三週間の間隔で皮下に注射する
追加免疫(2)の者は一、〇ccを一回皮下に注射する

三、副作用
予防注射后、時によって場所の発赤、しゆ脹、硬結、とう痛や発熱等が現われることがあるが数日中に消退する。
なお健康状態の悪い者は必ず当日申し出て診察を受けること

四、費用
薬品及び材料費の実費を徴収します。
①初回免疫
（三回受ける者）
一人九十円
②追加免疫（一回受ける者）
一人三十円
初めに受ける注射日に必ず持参下さい。

予防注射の日程

| 校下別 | 実施場所 | 第一回 | 第二回 | 第三回 |
|---|---|---|---|---|
| 天神校下 | 天神小学校 | 10月7日 | 10月28日 | 11月8日 |
| 松倉〃 | 松倉出張所 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 古鹿熊分校 | 古鹿熊分校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 坪野分校下 | 坪野分校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大町校下 | 大町小学校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 村木〃（旧） | 村木小学校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 加積田〃 | 加積小学校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 経田〃 | 経田出張所 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上中島〃 | 上中島出張所 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 道下〃 | 道下公民館 | 〃 | 〃 | 〃 |

# 魚津山立木の拂下通知

市の火葬場新設の財源に充てるため、魚津山の立木を払下処分することになったので、次の処分要綱によって、十月十二日午後二時から市役所に於て入札に付しますから、御希望の方は参加して下さい。

払下処分要綱

一、払下方法
一般競争入札による

二、払下する山林
魚津市上野方地区の市有山林（通称、魚津山山林）

三、払下物件の量
雑木を除いて概算二、七〇〇石以上の見込

四、払下物件の所在地
電鉄魚津駅から県道約四粁、林道約〇・五粁で現地に達する。

五、払下入札の期日場所
昭和三十年十月十二日午後二時魚津市役所において行う。

六、入札方法
出場入札とする。

七、入札保証金
入札保証金として、入札価格の五分以上の額を現金又は公社債をもつて、当日入札前迄に魚津市収入役に預け入れすること、但し社債によるときは予めその銘柄について承認を受けねばならない。
落札者と決定した者が売買契約に応じなかつたときは、入札保証金を還付しない。

八、再入札
入札の結果払下げ予定価格に達しなかつたときは、払下げしない。
但し、当日再入札を行うことがある。

九、現地紹介
現地調査の希望者は、十月六日午前八時までに魚津市役所財政課に出頭せられたい。なお当日現地調査のできない向は申出があれば便宜を計らいます。

一〇、払下契約
落札者が決定すれば当日払下契約を締結する予定である。

一一、払下代金の納付
代価は契約と同時に半額を納付し残金は払下物件の二分の一程度の伐採をなしたるとき納付すること、但し伐採条件に拘らず昭和三十一年三月末日までには完納すること。

一二、契約保証金
契約保証金は払下価額の一割相当額とし現金又は公社債で契約締結当日市収入役に預け入れすること。

一三、払下物件の搬出
払下物件は昭和三十二年三月末日までに全部搬出すること。

# 農地の転用は許可を受けてから

農地は農地法によって、農耕以外の目的に使用することを禁じてありますが、最近農地を潰し、無断で転用している者が増加する傾向にあります。既存農地の維持並びに保全の見地からも農地法により違反行為であります。これら農地を転用するには、農地法に基く許可申請を行い、許可（県知事の許可）を得なければ認められません。

許可申請については、転用の目的内容（許可を相当とする土地の面積は、申請目的の実現に必要な最少限度の面積）其の他の事情等を市農業委員会へ申出て所定の手続きを取って下さい

市農業委員会は、許可申請書を受理し、委員会で可否を決定し、意見書を附して県知事に進達致します。県知事は、申請内容の審査又は現地調査を行い、県農業会議の意見等により許可を致します。以上のような過程を経て許可があり、許可書を市農業委員会より本人に交付した後、農地を転用されます。なお許可申請されなくて農地を潰廃転用した者に対しては、農地法によって、三ヶ年以下の懲役、又は十万円以下の罰金に処せられますから、必ず許可を受けてから転用して下さい。

| | | |
|---|---|---|
| 白倉 | 白倉小学校 | 二日 |
| 上の方 | 上の方出張所 | 〃 |
| 西布施 | 西布施小学校 | 〃 |
| 下野方 | 下の方出張所 | 〃 |
| 住吉 | 住吉小学校 | 〃 |
| 片貝（分校含む） | 片貝小学校 | 〃 |

時間は午后二時より午后四時まで